

平成 24 年 1 月 24 日

公明党 政務調査会長 石井 啓一
同福島特別立法検討 PT 座長 渡辺 孝男
同 事務局長 浜田 昌良

福島県の復興・再生に関する提言

原子力発電事故災害から間もなく 1 年をむかえるが、本年は「暮らしの安心と夢のある福島」の実現に向け、福島県の復興・再生“元年”としていかなければならない。

そのために政府は、避難生活を余儀なくされている方々の帰還に向けた工程等を示した上で、放射線の危険と向き合いながら生活せざるを得ない状況を、一日も早く改善することが最優先課題である。一方で、本格的な復興・再生のために、ハード・ソフト両面にわたる支援の抜本的強化が求められる。

現在、福島特別立法の創設へ向けた検討が進められているが、こうした環境整備とともに、国として直ちに取り組むべき事項について、以下、提言する。

I. 福島特別立法—暮らしの安心と夢のある福島への早期復興・再生

のための特別法—（別紙）

- (1) 早期かつ長期的取り組みが必要であることから、①特別措置法、かつ、②プログラム法とする
- (2) 保健・医療などを抜本的に拡充する
- (3) 原子力災害からの早期復興のための方針と措置を明確化する
- (4) さらなる権限・財源・執行体制を確保する

II. 福島県の復興・再生のために取り組むべき事項

除 染

- 国は放射線に汚染された地域の空間線量を 1mSv まで下げることを目指すとしているが、具体的な工程や県民に対する支援措置などを明確に示すべきである。
- 中間貯蔵施設設置にあたっては、設置場所（地域）の選定も含め国の責任で速やかに取り組むとともに、当該地域の土地の買い上げや代替地の提示など、地域住民の要望等を踏まえた支援策を示すべきである。
また、設置場所や地域の指定にあたっては、関係自治体、地域住民等に対する丁寧な説明を求める。
- 福島第一原子力発電所の事故収束から廃炉まで国が責任を持つのであれば、中間貯蔵施設の管理等についても国が責任を持つべきである。

- 除染を進めるため不可欠な焼却炉の設置について、設置場所も含め国の責任で取り組むべきである。その上で、バグフィルター付き焼却炉の設置など地域の要望や実情を踏まえた支援策を講じるべきである。
- 河川底や海底、湖沼底、池底等の土壌の除染を推進すべきである。

(下水道における放射性物質対策)

- 下水汚泥の減容化と臭気対策を一刻も早く進めるための現実的な方法・技術を早急に確立し、そのための設備を配備すべきである。また、減容化により新たに必要となる経費についても、東電と国の責任においてすべて負担すべきである。
- 受け入れが進まない下水汚泥の再利用や最終処分が行われるよう、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に説明し、国民の理解を得るようさらに努めるべきである。

-健康調査-

- 健康調査を長期的かつ継続的に実施することを担保する法律を定めるべきである。
- すべての福島県民が早期にホールボディカウンターによる内部被ばく検査が受けられるよう、たとえば全市町村に必要な機器を整備するなど、必要な予算措置を含めた検査体制の構築を急ぐべきである。

-賠償-

- 原発事故災害に伴う賠償について、福島県民の間で不当な格差や不公平感が生じることのないよう、被災者の状況や実情を踏まえた柔軟な対応に徹すべきである。
- 個別具体的な状況に応じた賠償や自主避難者に対する賠償については、被災者および被災企業等の理解が十分に得られるよう最大限に努力すべきである。
- 原発事故災害に起因する精神的損害賠償および長期的な補償体制を構築すべきである。

-警戒区域等の見直し-

- ステップ2の完了に伴う避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の設定については、地元の要望や居住環境、コミュニティの維持等に十分配慮した区域設定を行うべきである。

-生活支援および雇用対策-

- 原子力発電所事故の収束状況や警戒区域等の見直し、最新の情報や科学的知見に基づいた低線量被ばく対策など、原発事故災害に関する情報の提供については、県外避難者対策および情報弱者対策を徹底した上で、簡潔かつ迅速な情報提供体制を構築すべきである。
- 被災された方の携帯電話の通話料金の低減策を講じるべきである。
- 現在所有している家屋の買取支援など、福島県民が転居する場合の支援策

を示すべきである。

- サテライト校に通学する生徒に対し、入寮した場合の食費支援や帰省に必要な経済的支援、家族と離れて暮らす際の精神的なサポートなど、きめ細かな支援に取り組むべきである。
- 原発事故災害による雇用喪失や企業活動等の状況にかんがみ、国による新たな雇用の創出や雇用目標の設定など、雇用対策の強化を図るべきである。

-地域・産業の再生-

(農業再生)

- 農地の土壌調査を推進するとともに、基準値以上の数値が検出された地域に対する補償（出荷単位）と、当該地域における土壌改良対策の強化を図るべきである。
- 米の作付けについて、放射線の基準値を超えた地点が発見された場合、水田を維持する観点から、地域全体を作付け禁止にするべきではない。まずは作付けを行い、その後基準値を超える米が発見された場合に、国等が買い取る仕組みにすべきである。

(中小企業支援)

- 企業立地促進のため、工業用地を確保し、販売（完売）できるまでの間の利子補給や立地企業に対する税制上の優遇措置、貸付制度の充実を図るべきである。

(インフラ復旧)

- 市役所や町役場など、自治体のインフラ施設の再建に対する支援措置を講じるべきである。
- 常磐自動車道の開通など、交通インフラの早期復旧に取り組むべきである。
- 津波対策については、被害があった地点のみでなく、県内の海岸線全体の復旧を図るとともに、総合的な津波対策を進めるべきである。

(再生可能エネルギーの推進)

- 代替エネルギーとして風力など再生可能エネルギーの潜在量が豊富なことから「再生可能エネルギー特別措置法」の施行に合わせて、買い取り価格の割増、賦課金導入の一定期間猶予、送電線の配備、税制上の特例や規制緩和等の優遇措置などの取り組みを進めるべきである。

-税制、財政等の特例措置-

- 原子力事故災害による住民生活の実情にかんがみ、国民健康保険料、市町村村民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、介護保険料等の減免を含めた措置を講じるとともに、減収分については国が補填すべきである。
- その他、福島県の要望を踏まえ、政府は適切に税制上の措置を講じるべきである。
- 原発避難者特例法に基づくシステム改修や人件費等の経費については全額交付税措置とすることや、過疎債の発行要件の大幅な緩和など、財政面での支援措置を講じるべきである。